

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
Ⅲ 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 監督事務に係る基本的考え方 Ⅲ－１－４ 一般的な監督事務 （１）～（３）[略] （４）無登録業者等に係る対応について [略] ① [略] ② 無登録で金融商品取引業を行っているおそれが認められた場合 直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報等により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、直接、当該業者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた場合（不在等で連絡が取れない場合も含む。）には、別紙様式Ⅱ－５による文書の発出を行い、次により対応する。 イ 無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、投資者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに金融商品取引業の登録を求める。 ロ 無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他投資者保護上必要と認められる場合には、捜査当局に連絡するとともに、かかる行為を直ちに止めよう別紙様式Ⅱ－４により文書による警告を行う。 なお、別紙様式Ⅱ－５による文書の発出を行うまでもなく、無登録で金融商品取引業を行っていることが判明している場合にあつては、直ちに別紙様式Ⅱ－４により文書による警告を行うこととする。 ハ 無登録で金融商品取引業を行っているとは認められないものの、金融商品取引業を行う旨の表示又は金融商品取引業を行うことを目的として金融商品取引契約の締結について勧誘を行っているとは認められる場合は、別紙様式Ⅱ－４に代えて、別紙様式Ⅱ－１３により、警告を行うこととする。	Ⅲ 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 監督事務に係る基本的考え方 Ⅲ－１－４ 一般的な監督事務 （１）～（３）[略] （４）無登録業者等に係る対応について [略] ① [略] ② 無登録で金融商品取引業を行っているおそれが認められた場合 直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報等により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、直接、当該業者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた場合（不在等で連絡が取れない場合も含む。）には、別紙様式Ⅱ－５による文書の発出を行い、次により対応する。 イ 無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、投資者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに金融商品取引業の登録を求める。 ロ 無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他投資者保護上必要と認められる場合には、捜査当局に連絡するとともに、かかる行為を直ちに止めよう別紙様式Ⅱ－４により文書による警告を行う。 なお、別紙様式Ⅱ－５による文書の発出を行うまでもなく、無登録で金融商品取引業を行っていることが判明している場合にあつては、直ちに別紙様式Ⅱ－４により文書による警告を行うこととする。 ハ 無登録で金融商品取引業を行っているとは認められないものの、金融商品取引業を行う旨の表示又は金融商品取引業を行うことを目的として金融商品取引契約の締結について勧誘を行っているとは認められる場合は、別紙様式Ⅱ－４に代えて、別紙様式Ⅱ－１３により、警告を行うこととする。

改 正 案	現 行
<u>(注) 無登録業者等に係る対応にあたっては、無登録業者等が、無償で 有価証券の価値等に関する助言等を提供するといった、一見してそれ 自体では金融商品取引業を行う旨の表示又は金融商品取引契約の 締結についての勧誘(以下本②において「金融商品取引業を行う旨の 表示等」という。)に該当しないかのような広告その他の表示(以下 本②において「広告等」という。)を行う場合であっても、当該広告 等を入口として、その閲覧者を誘導した先のウェブサイトやSNS 等において金融商品取引業に該当する行為(例えば、有価証券の売買 の媒介、有償での有価証券の価値等に関する助言、外国為替証拠金取 引など)の提供がなされる旨が表示され、又は当該行為に係る契約の 締結についての勧誘が行われている場合には、これらの一連の広告 等及び表示又は勧誘は、金商法第31条の3の2第1号又は第2号に 規定する金融商品取引業を行う旨の表示等に該当し得ることに留意 する。</u> <u>また、無登録業者等が、一見してそれ自体では金融商品取引業に該 当しないかのような広告等を入口として、その閲覧者を誘導した先 のウェブサイトやSNS等において金融商品取引業に該当する行為 を行う場合には、これらの一連の行為は、無登録で行う金融商品取引 業に該当し得ることに留意する。</u> ③・④ [略] (5) 類似商号使用者に係る対応について [略]	③・④ [略] (5) 類似商号使用者に係る対応について [略]